

やる気・元気・信州に好機 寺沢こうき 県政報告



令和2年2月定例会一般質問

1 元気づくり支援金の対象事業について

問 元気づくり支援金に携わる多くの職員が内容を問わず神興等のハードに対する支援は、政教分離の観点から出かねるとい認識されているようだが、見解を伺う。

【伊藤企画振興部長】 税金を財源としていることから、公平性・公正性を確保することが必要。交付金の支出にあたっては、地方自治の本旨に即しつつも、過去の判例を参考に、憲法や地方自治法をはじめとする法令に抵触する恐れのないよう留意している。具体的にその神興の整備が、「宗教的活動に関する事業」に該当するか否か。この判断基準としては、その事業の目的が宗教的意味を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫・干渉等になるもの

であるかどうかということ。支援対象となる施設・設備等の所有権が特定の宗教的団体に属するのかどうかを基本として、実際の所有者や保管場所、使用場所などの実態を事業計画書やヒアリング等を通じ確認を行いながら、見極め判断している。これまでに職員の相談対応等については、不十分な事例があったのであれば、今後、丁寧な説明を行い十分ご理解いただけるよう、改めて地域振興局に徹底していく。

問 ハードの所有者が宗教団体ではないことを前提として、事業内容、事業効果での審査をお願いしたいが、いかがか。

【伊藤企画振興部長】 制度の基本的な考え、運用の大枠については、企画振興部が要綱や要領として定めており、その上で、地域振興局において、各地域の実情に応じて、重点的に取り組むテーマや、事業の有効性や継続性・発展性などの基準を設けて選定をしている。公平性・公正性の確保を大前提として、事業の内容が真に宗教的活動に結びつかないか、その実態を十分見極めながら、支援金の趣旨に則り、住民の協働による地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある取組であるかという観点で、各地域振興局において慎重に審査が行われている。



2 妊孕性温存について

問 小児がんと闘う幼い子どもが妊孕性温存をすることがある。病気によって将来子どもがでなくなるといリスクを正しく理解できない子どももいると思う。県立こども病院には院内学級があるが、そういった子ども達に対し、心のケアはもちろんで、そういったリスクを正しく理解できるような性教育を行うことは可能か。

問 宗教的活動の明確な線引きなど、難しい問題であることは十分承知しているが、伝統文化や行事、お祭りは、ほとんどが元々は信仰や祈願である。知事は「学びと自治」を掲げる県においては、しっかりと支援し、伝統文化や行事を守り、継承していくと答弁されている。改めて、しっかりとした態度をもって支援していただくことをお願いするが、考えを伺う。

【阿部知事】 本県は、地域に根付いた伝統芸能、あるいは文化が非常に多彩な県である。それがまた、地域の特色でもあり、地域の住民の皆さんが誇りを持って受け継いできた地域の宝でもある。県としても、文化財保護事業や、元気づくり支援金等により、様々な伝統、文化が次世代に継承されるよう取り組んできている。元気づくり支援金の選定にあたっては、公平性、公正性を確保しながら、事業内容を十分に見極めて判断していく。

に関する授業では、発達段階に応じた適切な時期に、子どもを授かることの重要性を扱っている。学習指導要領に基づき、小学校4年の保健の授業、5年の理科の授業などにおいて、生命の誕生には受精が必要で、受精が成長して胎児となり、出産に至ることなど、命を授かることの尊さを学んでいる。性に関する指導については、すべての児童生徒が適切な時期に必要な知識を学ぶことができるよう、引き続き取り組んでいく。

問 県内医療機関の患者に対する妊孕性温存に関する情報提供の現状を把握しているか。また、患者に寄り添った情報提供が行われるよう、県として取り組むことは可能か。

【土屋健康福祉部長】 2016年の症例をまとめた「全国がん登録事業報告書」によると、県内における40歳未満のがん患者は368名であり、その多くは、がん診療連携拠点病院等において治療を受けている。これらの



病院においては、治療に伴う生殖機能への影響や生殖機能の温存について説明することが、施設の指定要件となっているため、患者への情報提供が適切に行われていると認識している。一方で、がん診療連携拠点病院等以外の医療機関にまではその説明は義務づけられておらず、それぞれで治療を受けておられる患者を含めて、すべての患者に対して、情報提供が十分行われるよう取り組んでいくことが必要だと考えている。そこで、県も参画する長野県がん診療連携協議会において、全県統一で正しい情報をわかりやすく提供するためのリーフレットを今年度中に作成し、がん治療を行っている全ての県内医療機関において患者に配付してもらうよう取り組みを進めている。

問 現在、補助制度がない妊孕性温存に際し、県として制度を整えるべきと思うが、いかがか。また、同時に国に対しても保険適用化を要望するべきと考えるが、いかがか。

【阿部知事】 妊孕性温存については、ご指摘のとおり、公的医療保険の対象外であるため、費用負担が大きいとの声があることは承知をしている。助成制度の創設については、近年、他府県で導入する動きがあることから、県としても、その事業内容等を参考に検討していきたい。一方で、全国統一的な助成制度の導入を含め、小児・若年のがん患者に対する支援制度の構築を国に対して要望していく。



意見書案が可決されました。

今回の一般質問より、私から提案させて頂き、会派より「小児・AYA世代のがん患者の妊よう性温存への支援を求める意見書（案）」が提出され、全会一致で可決されました。衆参両議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に提出されます。内容は下記の通りです。

小児・AYA（思春期及び若年成人）世代のがんは、治療の過程において、妊娠する力である妊よう性が損なわれる可能性があることが指摘されており、将来の妊娠に備え、がん治療前に、精子や卵子等を採取し凍結保存等を行う、妊よう性温存治療が注目されている。日本癌治療学会による、妊よう性温存治療に係るガイドラインでは、原則40歳未満で治療を開始したがん患者に対し、がん治療医が妊よう性に係る情報提供や生殖医療の専門医の紹介、患者の意思決定の補助に加え、患者の状況に応じた治療を行うこととされている。

本県においても、先般、県立こども病院と生殖医療を扱う民間病院が協定を結び、連携の取組が始まったところである。しかしながら、妊よう性温存治療は保険診療の対象となっておらず、経済的負担が大きいことに加え、がん患者に対する、がん治療に伴う生殖機能への影響等についての情報提供や相談支援の体制は十分とは言えない状況である。よって、本県議会は、国会及び政府において、将来子供を産み育てることを望むがん患者が、希望を持ってがん治療に専念できる環境を実現するため、妊よう性温存治療に関する費用の保険適用化や助成制度の創設等の経済支援に加え、十分な情報提供や相談支援が行える体制の整備など、小児・AYA世代のがん患者の妊よう性温存への支援を行うよう強く要請する。

問

20〜30年といった長期にわたる凍結保存になる場合もあるが、保存管理体制や施設について県として担うことも検討すべきと考えるが、いかがか。

【阿部知事】県内で妊孕性温存治療を実施する施設は、病院・診療所を合わせて9箇所ある。長期に渡り、精子や卵子の凍結保存が必要になることから、安定的な経営のもとで、災害などにも耐えられる施設での保存が望ましいと考える。現在県としては、信州大学付属病院とともにがん治療を行う医療機関と産婦人科医療機関のネットワークづくりに取り組んでいるところであり、管理体制や施設のあり方についても、こうした取組の中で、関係者の意見も聞きながら研究していく。

3

心のバリアフリー

問

内閣府の有識者委員会において、負担が過重にな

らない範囲で障壁を取り除く「合理的配慮」を企業に義務付けることを検討するべきとの意見書案が示された。国の動向、また、これに対する県としての考えを伺う。

【林産業労働部長】意見書案には、事業者による合理的配慮の提供について、障がい者と事業者との建設的対話の促進や事例の共有、相談体制の充実を図りつつ、その義務化を検討すべきと盛り込まれた。その際、経団連の委員からは、「合理的配慮」の企業への義務化について、「国や自治体が企業に対する普及啓発をこれまで以上にすべき」「事業者や業界団体などから幅広い意見を聴きつつ慎重に検討すべき」等の意見が提出され議論が行われた。今後、こうした意見を踏まえた上で、国において具体的な検討が進められるものと承知している。県としては、「しあわせ信州創造プラン2.0」に掲げる、「誰にでも居場所と出番がある県づくり」やS

DGsの取組を推進していく上でも、事業者と障がい者の双方にとって、より良い制度が構築されることを期待している。

問

東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたプロモーション事業を予定しているとのことだが、パラリンピアンや障がい者の皆さんに対して不自由なく安心して来ていただくためにどのような点をPRしていく考えか。また、特別な事業を実施する予定はあるか。

【中村観光部長】東京オリンピック・パラリンピックは、世界中の注目が日本に集まる絶好の機会であり、これを契機に、本県の魅力を海外に積極的に発信していくことが重要である。本県では、「信州型ユニバーサルツーリズム」を推進してきた取組の結果として、長野市戸隠や白馬五竜などでけん引式車いすが導入され散策できること、富士見高原で旅行サポート人材が常駐していることなど、障がいをお持ちの方も

安心して観光できる環境が整っている点を、パラリンピック関係者や観戦の皆様がPRしていくことを考えている。事業としては、新たに県内観光地のバリアフリー対応情報を多言語化し、県公式観光サイト「GNAGANO」に開設する東京2020特設サイトと連動させるなど、広く発信することを考えている。さらに、東京オリンピック・パラリンピック期間を中心に、海外メディアア招聘による魅力発信や、外国人が宿泊する都内のホテルコンシェルジュへの働きかけのほか、ユニバーサルツーリズムのコンテンツを旅行会社や観光客に売り込むことによりPRや誘客を図っていく。こうした取組により、今後も年齢、障がいの有無にかかわらず、ハード・ソフトの両面で、どなたにも楽しんでいただける観光地域づくりを推進していく。

問

「おもてなしマイスター」を養成する未来塾において、障がい者支援についても取り上げられているか。また、来年度開催予定の「インバウンドおもてなしセミナー」では障がい者支援についても取り上げるのか。

【中村観光部長】未来塾では、障がいをお持ちの方への気配りや思いやりなど、相手の気持ちになって行う、ホスピタリティ向上研修や、あいさつボランティア研修等を行っている。また、インバウンド対策として、専門家を招いた実践的な内容で「インバウンドおもてなしセミナー」を開催しており、旅行の際のストレスフリーに加え、バリアフリーの観点でも、受入環境のレベルアップを図っている。障がいをお

お持ちの方への支援は、インバウンドの点でも非常に重要であることから、今後事業者の意見も踏まえ、セミナーのテーマとして取り上げていく。こうした取組を継続することで、観光事業者だけでなく、多くの県民の皆様が困っている方々にお声がけできるよう、心のバリアフリーの考え方を広めていく。

問

障がいのある人が安心して利用できる「心のバリアフリー」に取り組むサービス業に対する県としての取組を伺う。

【土屋健康福祉部長】県では、「心のバリアフリー」を推進する具体的な取組としては、多様な障がい特性や障がいによる生きづらさを学んでいただき、障がいのある方への配慮を実践していただく人を増やす「信州あいサポート運動」を推進している。その中で、サービス業を中心とする122社に、運動の趣旨に賛同いただき、「あいサポート企業」として認定している。また、県職員が事業所へ出向いて行う研修の受講等により、これまで約6万4千人余りの方に「あいサポート」となっていたとき、運動の輪を広げている。現在検討を進めている「長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）」が目指すところも「学びを通じて障がいへの理解を深め、互いに尊重し合い、支え合う社会」の実現であり、県内事業所に対して、更に理解促進の働きかけを進めていく。「心のバリアフリー」がサービス業の場を通じて県民の皆様が広がっていくよう、努めていく。

【阿部知事】「障害者」という表記については、国においても、平成22年に「障害の表記に関する作業チーム」を設けて検討されてきた経過がある。そこでは、当事者間に様々な意見がある中で、「現時点において新たに特定の名称を決定することは困難」と整理されている。本県では、障害の「害」の字が「公害」、あるいは「害悪」等のマイナスの印象を想起させ、そのことに不快感を抱く当事者の思いに配慮するとともに、共生社会の実現を推進するという観点から、平成26年4月以降、障害の「害」の字を平仮名で表記している。この言葉のあり方については、過去の検討等を見ても、当事者の間には様々な思いがある中で、簡単に結論を導くことはできない難しい問題であると



県内大学生との意見交換会